

## 基本的施策の推進

## 人権教育の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容		(6) 質疑内容	(7) 回答内容
					(1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容			
学校教育における人権教育								
ア 発達段階に応じた人権教育の推進	【人権教室】 ・人権擁護委員が講師となり、次世代を担う子どもたちが人権教室を通じて命を大切にする気持や、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、 <b>小学校1年生と中学1年生を対象とした「人権教室」を開催する。</b>	人権推進課	令和6年度は令和5年度と同様に法務省の指示により学校側から要請が無い限り、行わないことになり、学校側からも要請が無かつたので中止となつたが、令和7年度から再開する予定のため、牛久市の小学校に視察に行き、今後の活動について確認した。	人権擁護委員からの要望で、人権教室を行う方向で決まり、令和7年度には、学校側にもお願いする予定である。				
	【人権教室・人権集会】 ・人権擁護委員が講師となり、人権教室を通じて命を大切にする気持ちや、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、「人権教室」を開催する。  ・人権集会を通して、人権啓発を行う。	教育指導課	・各校において、人権メッセージや人権ポスターなどを作成し発表した。 ・学級活動において、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、互いを尊重し、協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。（随時） ・各中学校校区ごとにあいさつ運動を実施したり、各校において全校集会で人権教育への啓発を行った。 ・「守谷市いじめ防止プログラム」を活用し、各学年で4月、6月、9月、11月に学級活動2回、道徳教育2回の計4回、いじめ防止のための授業を全小中学校で実施した。	・人権教育、マナーアップ推進事業については例年実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まつた。 ・学級活動において、エンカウンターやスキルトレーニングを通して人間関係づくりに努めた。しかし言動に課題が見られる生徒もいるため、指導を継続する必要がある。 ・「守谷市いじめ防止プログラム」を通し、いじめは絶対にしてはいけないという意識が高まつた。プログラムの内容については、今後も継続して推進委員担当と検討。				
	【人権メッセージ等の募集】 ・憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、小・中学生を対象に人権週間に合わせて人権習字・メッセージの募集展示、入賞者表彰等を行う。	人権推進課	市内小・中学校から募集し、人権に関する習字39点及び人権メッセージ48点の入選者を選出。人権週間（12/4～10）に合わせて市役所ロビーに展示し、その後、文化会館に1週間展示。入選者の作品を冊子にして作成し、各学校に配布した。 【応募数】 人権メッセージ：1,664点（小学校）、1,252点（中学校） 習字：1,217点（小学校）、260点（中学校） 【令和5年度応募数】 人権メッセージ：1,935点（小学校）、970点（中学校） 習字：1,559点（小学校）、79点（中学校）	人権週間にあわせて小中学生に人権について考えてももらう機会を設けられた。令和5年度より6年度は中学生の習字が3倍応募数があった。				
		教育指導課	・人権作文コンクールに向けて、人権を意識した作文を書き出品し人権意識の向上や日常化を図った。（8月、9月） ・人権週間の取組の一環として、小学校で人権メッセージ・人権習字に取り組み、作品を掲示し人権に関する環境を整えた。また、児童生徒が主体となって、いじめ防止について考える場を設定した。（5～12月）	・市内のある小学校では、同じクラスに在籍している障害のある児童に向けて温かいメッセージを書くことなどにより、学校生活の様々な場面で、人権を意識した行動が見られるようになった。 ・日頃から人権を意識した生活をすることがメッセージ等の活動につながっている。		学校から何名の応募がきたか、人権作文の応募数を計上した方が良いのではないか。	学校の方で令和6年度の応募数を確認できないと思うので、令和7年度分から計上したい。	
	【マナーアップ推進事業】 ・各小中学校であいさつ運動を実施する。また保幼小中高一貫教育の観点から、小中高と地域が一体となったあいさつ運動も行う。	教育指導課	・各小中学校におけるあいさつ運動に加え、各中学校区でのきらめきフォーラム活動に取り組んだ。	・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識は高まつていて。 ・いじめをなくそう仲良し月間に連して、中学生が小学校を訪問し一緒にあいさつ運動に取り組んだり、校区でオンラインでつながり人権について話し合ったりするなど、小中連携が推進されている。				
	【総合的な学習の時間における人権教育の実施】 ・男女混合のグループによる話し合い活動や学習活動を行ったり、地域の人との関わり合いを重視した交流活動を実施したりする。	教育指導課	・小中学校における総合的な学習の時間においては、男女混合のグループで調べ学習や意見交換等を行い、お互いの考え方や立場を尊重する態度を育てた。	・全教科、領域での学習活動をとおして、児童生徒がさらに自己肯定感を高め他者を受け入れ合えるよう学級活動などでスキルトレーニングや授業改善を継続していく必要がある。 ・地域の各種団体やまちづくり協議会の方々の協力を得るなど、地域との連携が推進された。				

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

2/17

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
学校教育における人権教育							
イ 学習内容及び指導方法の充実	<p><b>【全教育活動における人権尊重の視点に基づいた学習活動】</b> ・児童生徒が取り組む集会活動の充実や体験的な学習活動や問題解決的な学習活動を充実させる。</p> <p><b>【人権教育総合推進地域事業】</b> ・学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の充実を図る。</p>	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「考え、議論する道徳」を実践し、児童生徒が自分の考えや体験を話したり、他者の意見を聞いて受容し合ったりする授業を行った。</li> <li>・全教科において、児童生徒が主体となる、協働学習を取り入れそれぞれの考えを深めることができるような授業を展開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自律した学習者」を育成する探究的な学びを目指した教員の授業改善を図る研修をしていく。</li> </ul>			
ウ 教職員の資質向上	<p><b>【人権教育研修講座】</b> 人権教育の推進と充実を目指し、教職員を対象に研修会を開催。教育委員会主催であり、人権推進課長が講師を務める。</p> <p>市及び教育委員会主催の人権教育講演会への教職員の参加。</p> <p><b>【人権教育啓発】</b> ・初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員、各校人権教育主任を対象に、人権教育の理解と啓発を図る。</p>	人権推進課	<p>4月に守谷市に初めて赴任する教職員に対して、人権啓発映画「ホーム」の上映会を行った。</p> <p>8月2日（金）もりりん中央で行った、市及び教育委員会主催の人権教育講演会に教職員が参加した。</p> <p>(令和5年度：限定公開のYouTubeによるオンライン配信：再生回数484回)</p>	<p>当市に初めて赴任の教職員及び新規採用教職員を対象とした研修では有効と思われる所以、今後も行っていく必要がある。</p>			
		教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月に守谷市に初めて赴任する教職員に対して、人権教育について概要説明を行った。</li> <li>・8月に市内の全教職員が人権教育講演会に参加し、人権教育に係る理解を深めた。</li> </ul> <p>(令和5年度に限定公開のYouTubeによるオンライン配信：再生回数484回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研修講演会は、特に初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員に対しては有効である。今後も継続していきたい。</li> </ul>			
		人権推進課	<p>もりりん中央で講演会を開催した。</p> <p>期間 8月2日（金）</p> <p>主催 守谷市・守谷市教育委員会</p> <p>講師 市川 正廣 氏</p> <p>演題 「福田村事件」から学ぶ～差別が人の命を奪う～</p> <p>講演参加者 333名</p>	<p>もりりん中央で講演会を何年かぶりに開催することができ、県内全市町村や市民、出先機関等、多方面より多くの参加をいただくことが出来た。</p>			

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

3/17

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
社会教育における人権教育						
ア 家庭教育の充実	<p>【もりや学びリレーション（家庭教育講座）】 親として子どもの健全な成長を願い、子育ての責任と大切さについて学ぶ機会とする。</p> <p>【もりや学びリレーション（守谷市家庭教育講演会）】 「子育て支援・生涯学習」事業の一環として、家庭教育力の向上や生涯学習の啓発を図る。</p>	生涯学習課  もりや学びリレーション【家庭教育講座】年8回実施 ◆第1回「これから未来をつくる子どもたちに家庭教育は何ができるのかVol.1」5月29日（水）午前10時30分～正午 もりりん中央 講座室 参加者15人◇中島美那子 氏（茨城キリスト教大学教授）による年2回の講座を企画した。中島氏は同大学カウンセリング子育てセンター長を兼任するなど実績豊富である。子どもの人権をもとに人生100年時代の生き方や子育て方法に重点を置いた講話と対話が行われた。 ◆第2回「正解の見えない社会 ふんばれる人の育て方2」7月5日（金）午前10時30分～正午 もりりん中央 講座室 参加者15人◇堀越正弘（守谷市社会教育指導員）日常生活のふれあいや子育てにおいて大人が気を付けていたダブルバインド等をふまえ、講師の体験談や参加者同士の情報交換の時間を盛り込みながら和やかに行われた。 ◆第3回「科学の目を大きくふくらませよう 親子科学体験教室（小学1年生～小学3年生対象）」8月24日（土）午前10時～正午 市民交流プラザ 市民ギャラリー参加者41人（人数制限有り※事前申込者117人）◇小口勝洋（守谷市社会教育指導員） ◆第4回「科学の目を大きくふくらませよう 親子科学体験教室（小学4年生～中学3年生対象）」9月14日（土）午前10時～正午 市民交流プラザ 市民ギャラリー参加者34人◇小口勝洋（守谷市社会教育指導員）各回の実験内容や活動形態は、子どもの発達段階や前年度の反省事項を十分に吟味し実践した。体験教室をとおして、子どもばかりではなく保護者が目を輝かせる姿や親子が協同で試行錯誤を重ねながら取り組む様子が各所で見受けられ、参加者全員が楽しく学べる時間となつた。 ◆第5回「音楽とわたし」10月18日（金）午前10時30分～正午 もりりん中央 ホール 参加者26人◇古谷譲 氏（茨城県吹奏楽連盟県南地区長）守谷市や取手市の学校教育・音楽教育に長年携わってきた講師が、自身と両親との実話を紹介しながら子どもの可能性を引き出すかかわりについての講話をを行つた。さらには、講師のピアノ伴奏による参加者全員での合唱「翼をください」がホールに響き渡つた。 ◆第6回「これから未来をつくる子どもたちに家庭教育は何ができるのかVol.2」1月21日（火）午前10時～11時30分 もりりん中央 集会室 参加者23人◇中島美那子 氏（茨城キリスト教大学教授）による講座の2回目。豊富な研究や臨床から得た講話（VUCAブーカ時代に求められる教育スキル）が、初めて聞く人にも大変分かりやすく、明日への希望が湧いて出るような時間となつた。 ◆第7回NTTドコモ「スマホ・ネット安全教室」◇スマホ・ネット安全教室事務局と連絡を密に取り、既存のオンデマンド配信を保護者や教職員に分かりやすく紹介。SNSやネットいじめやデジタルタトゥー等の正しい理解や防止策を学ぶ機会とした。受講者実数は不明※案内は保幼小中学校保護者約1万人対象に配信 ◆第8回「駅そば物語と家庭教育」3月6日（木）午前10時30分～正午 もりりん中央 講座室 参加者15人◇福田正雄（守谷市社会教育指導員）講師が定年退職後に就業した「JR駅そば店」で出会つた従業員の青年との体験談や仕事をとおして気付き実践した数々の話題。自身の子育ての泣き笑いの実話もふまえた参加者の気付きや心を温める時間となつた。 もりや学びリレーション【守谷市家庭教育講演会】年1回開催 演題「里山のチカラ・身近な自然大冒険のススメ」11月30日（土）午後2時～4時 もりりん中央ホール 参加者52人 保育ルーム利用児2人◇小野泰洋 氏（元NHK自然科学班エグゼクティブ・プロデューサー）講師が長年にわたり日本各地の里山や絶滅危惧IB類コウノトリの再生に携わってきた経験談や横浜市の小学校で実践されている「田んぼの授業」などを存分に盛り込んだものとなつた。会場に参加した児童・生徒にも分かりやすい内容を念頭に置き、スライドや動画を交えながらの講演となつた。 ◎年間参加者221人【参加申込者344人】※スマホ・ネット安全教室を除く	本年度は年間計画どおりに実施できた。保護者が参加しやすい講座日程やオンデマンド配信の視聴、親子での参加型講座などを取り入れた。 令和6年度は、平日勤務の保護者や教職員が参加できるよう、土日開催日を年間3日から6日に増やすことにした。誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた社会の実現に向け、参加者同市の情報や意見交換をふまえた緩やかなネットワークの構築を図つていく。また、家庭教育力向上のために寄り添える企画・運営に努めていくようする。今後も市役所各課や市民団体等の講座企画と本講座・講演会が重複することの無いよう配慮していく必要がある。 ◆もりや学びリレーション（家庭教育講座） 親として子どもの健全な成長を願い、子育ての責任と大切さについて学ぶ機会を計画的に提供する。※年複数回実施 ◆もりや学びリレーション（守谷市家庭教育講演会） 生涯学習事業の一環として、家庭教育力の向上と生涯学習の啓発を図る。※年一回実施 ◆子育て・親育ちの啓発講話 就学時健康診断会場で新入児の保護者を対象に短時間で啓発活動を行う。※9小学校会場で実施 【令和元年度まで実施していた取組の再開】			

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

4/17

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 所管課	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
社会教育における人権教育							
イ 生涯学習機会の提供	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	生涯学習課	生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等	施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。 補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。	【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。		
	【公民館事業】 各公民館で、子育て等各種教室を実施することにより、人権啓発を図る。	生涯学習課	・おもちゃ病院 内容：子ども達のおもちゃ修理を通して、親子で物の大切さを学び、他者（修理する人）に感謝し、支え合って生活する大切さを知らせる。	各学習施設で学んだ技術等を地域の皆さんに呼びかけ、学びを通して地域づくりを行う必要がある。 親子や子どもを対象の講座を通して、子ども達に日常生活の一一番基本のルールである「みんなが幸せに生きる」ための心の醸成と実践活動ができた。	【公民館事業】 各公民館で、子育てやLGBT等各種教室・講演会を実施することにより、人権啓発を図る。		
ウ 人権教育を推進する指導者の養成	【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に、毎年市及び教育委員会との共催により、外部講師による講演会を開催する。	人権推進課	もりりん中央で講演会を開催した。 期間 8月2日（金） 主催 守谷市・守谷市教育委員会 講師 市川 正廣 氏 演題 「福田村事件」から学ぶ～差別が人の命を奪う～ 講演参加者 333名  (令和5年度に限定公開のYouTubeによるオンライン配信：再生回数484回)	もりりん中央で講演会を何年かぶりに開催することができ、県内全市町村や市民、出先機関等、多方面より多くの参加をいただくことができた。			
	【人権啓発研修会】 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めてもらう。	人権推進課	【人権啓発研修会】 12月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等の28名の参加があった。 期日 12月7日（土） 演題 「障がい者サッカーを通して考える人権教育」 講師 加藤 貴之 氏 (令和5年度：参加者22名)	人権意識を高めるために、今後もさまざまな人権課題のテーマの研修会を開催し続けることが必要とされる。			

## 人権啓発の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
市民への人権啓発						
ア 学習機会の提供	【人権啓発研修会】 【再掲】 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めてもらう。	人権推進課	【人権啓発研修会】 12月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等の28名に参加があった。 期日 12月7日(土) 演題 「障がい者サッカーを通して考える人権教育」 講師 加藤 貴之 氏 (令和5年度:参加者22名)	人権意識を高めるために、今後もさまざまな人権課題のテーマの研修会を開催し続けることが必要とされる。		
	【主催講座における人権啓発】 文化会館で主催している講座カリキュラムに人権啓発DVD作品を鑑賞する時間を設け、学習の機会とする。	人権推進課	【主催講座における人権啓発DVD鑑賞】 ・BCビラティス講座（人権問題啓発映画「ホーム」DVD鑑賞） 12名 ・デッサン水彩画講座（人権問題啓発映画「ホーム」DVD鑑賞） 15名 (令和5年度:ビラティス講座（ボディメイクコース15名・シアターレーニングコース18名（人権問題啓発映画「ホーム」DVD鑑賞））	・講座受講生という少ない人数でありながら、人権啓発DVDを鑑賞することで、市民を対象に学習機会を設けることができた。		
	【人権教育講演会】 【再掲】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に毎年、市及び教育委員会との共催により、講師を招いての講演会を開催する。	学校教育課	もりりん中央で講演会を開催した。 期間 8月2日(金) 主催 守谷市・守谷市教育委員会 講師 市川 正廣 氏 演題 「福田村事件」から学ぶ～差別が人の命を奪う～ 講演参加者 333名 (令和5年度に限定公開のYouTubeによるオンライン配信:再生回数484回)	もりりん中央で講演会を何年かぶりに開催することができ、県内全市町村や市民、出先機関等、多方面より多くの参加をいただくことができた。		
イ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用	【広報もりやの活用】 「人権週間」をはじめとする強化期間などの広報活動や人権擁護委員等による啓発活動の紹介を掲載する。	人権推進課	広報もりやを活用し人権啓発を行った。 5/10日号 人権擁護委員の日のお知らせ 8/10日号 「こどもの人権10番」強化週間のお知らせ 10/10日号 秋の行政週間のお知らせ 10/10日号 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ 11/10日号 人権週間のお知らせ	広報以外でもSNSを利用してのお知らせ（行政相談週間）をすることができた。広報のお知らせは法務省や総務省からの通達だけであるので、市独自の啓発活動等を掲載することができないか検討する必要がある。令和6年度は市政情報モニターを利用して、各相談の開催を掲載した。		
	【館内掲示・市ホームページ活用】 人権週間に併せて行われた「文化会館人権啓発研修会」や主催講座募集・職業相談を紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知する。	人権推進課	【館内掲示・市ホームページ活用】 主催講座募集・職業相談について広報・ホームページに掲載した。 ・主催講座: BCビラティス講座募集(6月号) デッサン水彩画講座募集(7月号) ・職業相談: 年6回(偶数月第3水曜日)開催されることをホームページに掲載	館内掲示や広報、ホームページで、講座募集や職業相談について、掲載した。		
ウ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実	【守谷市人権施策推進基本計画の推進】 守谷市における人権施策に関する施策を総合的に推進していくために「守谷市人権施策推進基本計画」に基づいて、各施策の取組を推進する。	人権推進課	令和6年7月9日(火) 第一回守谷市人権施策推進協議会を実施した。各課における人権に関する各施策の推進の取り組みや、令和5年度の事業の進捗状況について報告。	守谷市人権施策推進基本計画に基づく各課の施策を年に一度、協議会で実施している。基本計画が作成されて約10年が経ち、基本計画にはない人権問題が近年は発生している。近年中に基本計画を見直す必要がある。	基本計画にない人権問題が近年発生しているとあるが、具体的にどのような人権問題をとしているか。インターネット上で近年、同和地区周辺の家や表札などを撮影して、同和関係者だとSNSで流布している事案などは、まさに部落差別で重大な問題である。	法務省の人権課題として18項目あり、そのうちのアイヌの人々、北朝鮮当局による人権侵害問題、ホームレス、性的マイノリティ、人身取引、震災等の災害に起因する偏見は守谷市人権施策基本計画にはない人権問題が発生していると認識している。インターネット上の人の人権侵害に関しては、法務局に削除要請をしていると同時に、茨城県に人権施策に関する条例制定の要請文を提出している。(新しく18項目目にゲノム情報に関する偏見や差別をなくすが追加された。)
	【街頭啓発キャンペーン】 商工まつりや人権週間(12月4日～10日)にあわせて人権擁護委員等と、広く市民に人権の大切さについての認識を深めることを目的に、街頭啓発を行う。	人権推進課	9月28日(土) 守谷駅西口広場(商工まつり)で、人権擁護委員3名と行政相談員2名による街頭啓発を実施。チラシ及び啓発グッズ(200セット)を配布した。 12月10日(火) 市・教育委員会・人権擁護委員・市内中学生による街頭啓発キャンペーンを実施。守谷駅及び市内店舗1箇所で啓発用品(啓発用品500部)及びチラシを配布した。 (令和5年度:商工まつりチラシ啓発グッズ100セット、人権週間街頭啓発グッズ700部配付)	例年、商工会まつりや人権週間にあわせて守谷駅及び市内店舗で啓発グッズを配布する。人権週間の時に、守谷駅と西友楽市守谷店にて啓発活動をすることができた。街頭啓発に関してはコロナが収束したが、今後も規模や配布、人数等を見直す必要がある。		
	【隣保館運営事業】 茨城県隣保館連絡協議会との連携により、人権啓発用品を配布し、守谷市文化会館単独での啓発用品も配布した。	人権推進課	茨城県隣保館連絡協議会との連携により、窓口にて人権啓発用品を配布した。(通年実施) また、国・県からのポスターなどの掲示や、守谷市文化会館単独での啓発用品を配布した。(通年実施)	・限られた予算の中で効果的な啓発用品を購入する必要がある。 ・啓発により来館した市民に人権意識の向上を図ることができた。		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

6/17

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
企業等への人権啓発						
ア 企業内人権研修への支援	【人権研修会への支援】(再掲) 企業における人権学習・啓発について、企業内研修への講師派遣や研修会を通じて自主的な教育・啓発活動を支援する。	人権推進課  もりりん中央で講演会を開催した。 期間 8月2日(金) 主催 守谷市・守谷市教育委員会 講師 市川 正廣 氏 演題 「福田村事件」から学ぶ～差別が人の命を奪う～ 講演参加者 333名 (令和5年度に限定公開のYouTubeによるオンライン配信：再生回数484回)	もりりん中央で講演会を何年かぶりに開催することができ、企業への案内は特にあってはいなかつたが、県内全市町村や市民、出先機関等、多方面より多くの参加をいただくことが出来た。		企業の社内研修に対して、市が講師派遣や資料提供等の支援を行った具体的な事例がありましたら教えて欲しい。あわせて人権の視点から市として企業との連携・協働を今後どのように発展させていくかについて聞きたい。	令和5年度までは、守谷市が主催する人権教育講演会に参加してもう内容の案内は市内企業あてにお送りしていたが、企業からの参加申し込みがなかったため、令和6年度は一般の申込みで受け付けた。社内研修に講師派遣は予算の都合もあり行っていないが、今後も国や県から案内のある研修は周知していきたい。令和6年度は明治守谷工場と連携して、人権の視点からダイバーシティデザインのマープルチョコを文化会館を利用している子ども食堂の子どもたちに配付した。今後も企業からの提案があれば臨機応変に対応したい。
イ 就職の機会均等の確保	【就職の機会均等の確保についての広報】 就職の機会均等の確保についての広報を実施する。	経済課  常総公共職業安定所から毎週求人情報の提供があり、随時ホームページに掲載した。茨城県が実施する就職説明会の情報なども随時掲載した。	定期的に情報提供を行うことで、就職の機会均等の確保に繋げた。			

## 相談・支援体制の充実

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
相談・支援に関する取組の充実	<p><b>【人権相談】</b> 人権擁護委員が市民の人権にかかわる相談に応じ、適切な指導助言を行う。 (いじめ・体罰、暴行・虐待、差別、名譽棄損・プライバシー侵害、セクハラ、インターネット上の誹謗中傷など)</p> <p><b>【法律相談】</b> 市民が抱える法律措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月第1と第3木曜日（原則）に開催する。</p> <p><b>【行政相談】</b> 行政相談員により、市民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行う。</p> <p><b>【職業相談事業】</b> ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。</p> <p><b>【生活相談事業】</b> 隣保館運営において、生活相談員を2名委嘱し、地域住民の生活上の相談対応を行う。</p> <p><b>【児童発達支援】</b> 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して各種相談に応じる。また関係機関との連携を図る。</p> <p><b>【守谷市総合教育支援センターの活用】</b> ・学習、友達関係、いじめ、不登校等、児童及び保護者の様々な心の悩みについて相談を受けることで、不安や悩みの緩和・解消を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、迅速な対応により解決を図る。 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。</p> <p><b>【適応指導教室の実施】</b> ・適応指導教室（『はばたき』）は、学校への登校に対し不安を感じている子どもたちへ、再登校のための支援や相談を行う。様々な活動を通して子どもたちの社会性や協調性等を養い、自立心を培う援助を行う。</p>	<p>人権推進課</p> <p>令和6年度の相談日は4、6、8、10、12、2月の全6回実施し、相談件数は6件となった。 (令和5年度：3件)</p> <p>人権推進課</p> <p>令和6年度は昨年から引き続き月1回の相談回数を月2回に増やし、原則毎月第1と第3木曜日の全24回実施した。令和6年度の相談件数は142件。 (相談内容内訳) 相続45件、離婚19件、遺言11件、契約問題10件、不動産処分・購入9件、財産分与8件、金銭問題7件、親族間問題5件、リフォーム・不動産問題4件、境界3件、損害賠償2件、破産手続き2件、ハラスメント2件、お墓2件、成年後見人1件、その他12件 (令和5年度：135件) 相続41件、離婚22件、契約問題14件、金銭問題11件、遺言6件、成年後見人5件、隣人問題4件、損害賠償4件、労働問題1件、公正証書1件、パワハラ1件、養育費1件、その他24件</p> <p>人権推進課</p> <p>令和6年度の相談日は偶数月第2月曜日の全6回実施した。令和6年度の相談件数は3件となった。</p> <p>人権推進課</p> <p>年6回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じて地域住民に案内している。 相談件数：6年度9件 (令和5年度：15件)</p> <p>人権推進課</p> <p>市が委嘱した生活相談員2名により、地域住民の生活上の相談を受け、必要に応じて関係機関と連携をとり、地域住民の福祉の増進を図った。(通常実施) 令和6年 相談日数（192日）、件数（194件） (令和5年度：相談日数（192日）、件数（202件）)</p> <p>おやこ保健課</p> <p>令和6年度実績 相談件数885件 (令和5年度：910件) 発達に関する相談、就園・就学に関する相談に応じた。</p> <p>教育指導課</p> <p>・守谷市総合教育センターは、月曜日～金曜日（9：00～16：00）で相談等を行っている。 ・令和7年3月末現在の相談等の件数は以下のとおりである。 電話相談 244件 (令和5年度：355件) 来所相談 321件 (令和5年度：295件) 訪問相談・支援 742件 (令和5年度：934件) ・発達に困難さがある保護者向けにペアレントトレーニングを3回実施した。</p> <p>教育指導課</p> <p>・令和6年度の入室生は中学生14名、小学生5名の計19名であった。 (令和5年度：中学生11名、小学生2名、計13名) 体験入室は中学生3名になり、計19名の児童生徒が関わっている。適応指導教室では、児童生徒へ学習・生活習慣の支援だけでなく、保護者に対しても児童生徒の現状や進路も含めた面談や相談を行っている。 ・学校との連携を密にしながら個別に応じた援助指導を行い、児童生徒一人一人にとって家庭教育も含めた包括的な教育支援を継続している。</p>	<p>突然の相談には対応できない場合がある。その時には法務省が案内している電話相談を案内している。</p> <p>令和5年度から月1回の相談日を月2回に増設した。1日の相談件数を8件から6件に減らしたが、相談時間を20分から30分に変更した。リピーターも多く、自分が相談日を予約しているにもかかわらずまだ相談もしていないのに新たに予約を入れる方がいるので、注意者のリストを作ったりして二重に申し込まないよう対策をしている。</p> <p>・ホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化やインターネットによる情報を得られることから、年度切替時期の他は相談者がいない傾向にある。</p> <p>・生活相談事業は国・県の補助金を活用した事業で、年々補助金が削減される傾向にある。 ・相談活動を通じ、地域住民の福祉増進が図られている。</p> <p>保護者からの相談に応じると共に、必要に応じて、教育委員会やおやこ保健課、保育所・幼稚園等の関係機関とも連携を図っている。</p> <p>・総合教育支援センターの業務内容の理解が学校や保護者に進み、その機能を發揮されている。しかし、一つ一つの案件が複雑化しており、その解決に向けて取り組むための時間が長くなり、担当者が勤務時間を超過して相談業務に当たっていることもある。 ・相談体制の充実や業務の見直しが必要である。</p> <p>・令和4年度より中学校に校内フリースペースを設置。令和5年度には小学校の中学校区ごとに校内フリースペースを設置。令和6年度は小学校全校に設置した。小学校で346名（のべ）の児童が、中学校では424名（のべ）の生徒が利用をしたこと、心の居場所作りができた。</p>			

## 分野別施策の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容		(6) 質疑内容	(7) 回答内容
				(1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容			
女性の人権							
ア 男女共同参画を推進するための意識づくり	【男女共同参画への啓発・教育の推進】 ・市民、事業者、市役所職員対象の男女共同参画に関する研修を開催し、意識啓発に努める。 ・市内中学校を対象にデータDV防止のための啓発講座を行う。 ・男女共同参画絵てがみコンクールを実施する。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所職員向けにダイバーシティに関する研修会や、今年度初めて市内小学校において勉強会(ぼらりす教室)を行った。</li> <li>職員向け研修会(主任級職員32名、主事32名) <b>(令和5年度:管理職30名、新規採用職員及び主事級職員32名)</b></li> <li>勉強会(ぼらりす教室)市内小学校2校(4学年81名、6学年53名)</li> <li>市民向けにオンライン形式での講演会を行った。</li> <li>冬休みに小学5年生と中学2年生を対象に、男女共同参画絵てがみコンクールを実施。小学5年生は433作品、中学2年生は555作品の応募が寄せられた。小学生の部と中学生の部の各入賞者には賞状と記念品を学校経由で贈った。 <b>(令和5年度:小学5年生389作品、中学2年生223作品)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員や市民に対して、ダイバーシティに関する意識の向上と理解を深め、今後の業務に活かしていくための研修を行った。</li> <li>市内の小中学生に、性別に関わらずお互いを尊重しあう意識づくりや職業選択等の男女共同参画について考えてもらう機会となった。</li> </ul>			
	【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画社会の実現に向けて市の目指す方向を明らかにし、進捗状況を管理することで男女共同参画の意識づくりを行う。	人権推進課	令和6年7月3日(木) 令和6年度第1回守谷市男女共同参画推進委員会を実施した。各課における第三次守谷市男女共同参画推進計画の実施状況とダイバーシティ推進にかかる取組について報告した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三次守谷市男女共同参画推進計画の進捗状況について報告し、各団体の代表や市民の方から意見をいただいた。</li> </ul>			
	【両親学級】 第1子の夫婦を対象に妊娠・出産・育児の講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	おやこ保健課	<p><b>【両親学級】</b> 年8回開催(土曜日) 臨時開催12回(平日対応、各1組ずつ参加あり) 計20回</p> <p>第1子妊娠中の夫婦が参加(夫140人、妻140人) <b>(令和5年度:夫114名、妻110名)</b></p> <p><b>【パパ&amp;ママ交流会】</b> 令和6年9月14日(土) 保健センターにて実施 参加:8組(託児7人) 講師:公認心理師</p>	<p><b>【両親学級】</b> 沐浴体験とミルクの調乳体験、妊婦体験を実施し、リアルな育児のイメージがつき、両親学級が、夫婦で育児を考えるきっかけになったと参加者全員が回答している。</p> <p><b>【パパ&amp;ママ交流会】</b> 交流会で夫婦や男女別で話し、自分たちの育児やコミュニケーションを考えるきっかけとなることで、チーム育児を意識することができ、満足感の高い交流会となった。</p>			
	【道徳教育を中心とした男女平等教育の実施】 ・道徳の時間を通して、特に学習指導要領(道徳)内容項目2「主として他人とのかかわりに関すること」における道徳的価値を深めていく。また、学校の教育活動全般を通して望ましい人間関係づくりや、男女相互理解を推進していく。	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において年間指導計画に基づき、道徳の時間を通して道徳的実践力の育成に努めた。</li> <li>様々な学校行事を通して、男女が互いに尊重し、協力していく態度の育成に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの学校においても男女が協力して活動する場面が多く見られ、互いに尊重し、協力して助け合おうとする態度が養われている。</li> <li>男女共同参画推進にて絵手紙コンクールに取り組む児童生徒が多く見られ、人権意識の向上につながった。</li> </ul>			
イ 女性に対する暴力の防止	【住民基本台帳事務における支援措置】 DV、ストーカー行為等の被害者の保護のため、支援措置申出により、被害者(申出者及び併せて支援を求める者)に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課	令和7年3月31日現在 支援措置実施件数 95件(内 当市受付38件、他市から依頼57件) <b>(令和5年度: 85件(内 当市受付38件、他市から依頼47件))</b> 申出者及び併せて支援を求める者 合計193名(内 当市受付82名、他市から依頼111名) <b>(令和5年度: 175名(内 当市受付77名、他市から依頼98名))</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当市受付38件中: 男性申出者8件</li> <li>他市から依頼57件中: 男性申出者9件</li> <li>DV、ストーカー行為、児童虐待の他に家庭内不和などの理由による申出件数も多い</li> </ul>			
	【DV被害者に対する支援措置】 DV被害者の相談業務を随時行う。必要に応じて各課との連絡調整、緊急避難の支援等を行う。	市民協働推進課	新規相談として年間18件を受理し、他市町村との連絡調整、関係課との連携等を図り、被害者及びその子どもたちの安全確保と支援を行った。 <b>(令和5年度: 15件)</b>	<p>DV被害者に対する支援は緊急避難のみならず、避難後の生活のために子どもの福祉の確保や生活保護など福祉面での支援や他課等との連携が必要になる。そのため、相談にあたる職員の専門性の確保が課題であり、現場での実践や研修への参加を通じ職員のスキルアップに努めている。</p> <p>令和6年度は市民協働推進課にて担当したが、令和7年度以降は、業務改善するとともに、少しでも人権推進室への業務移管を進めていくことが課題である。</p>			
	【市営住宅配偶者被害者優先入居】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する者を優先入居させる。	管理課	令和6年3月に2戸の募集を行い11名の応募があった。令和6年5月に入居者選考委員会を開催した結果、2名の入居が決定した。また、令和6年9月に1戸の募集を行い6名の応募があった。令和6年11月に入居者選考委員会を開催した結果、1名の入居が決定した。優先入居者は前年ともになし。 <b>(令和5年度建設課担当)</b>	当市の市営住宅は66戸であり、被害者の優先入居は、空き状況により左右される。			

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

9/17

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
女性の人権						
ウ 地域活動における男女共同参画の促進	【市主催の会議における保育ルーム設置】 市主催の事業で市長が必要と認めた場合は保育ルームを設置する。	のびのび子育て課	「ペアレント・トレーニング講演会」ほか各種事業において保育ルームを設置した。) 22件 59名 (対象乳児数及び保育サポーター数) (令和5年度: 22件 59名 人権推進課担当)	令和5年度まで保育ルームの設置に係る取りまとめを人権推進課で行っていたが、人権推進課が管轄するべき事業であるかという疑問が生じたため、子育て支援の主管である、のびのび子育て課に担当変更の要請を行ったところ、令和6年度以降はのびのび子育て課の管轄となった。		
	【学校行事における男女平等教育の実施】 ・文化祭や運動会(体育祭)において、男女混合グループによる発表や男女混合の種目等を実施する。また、校外学習や社会科見学では、男女混合でグループを構成し、協力して見学や体験を行う。	教育指導課	・各校で各種学校行事、教育活動を通して、男女混合のグループによる体験活動等を実施した。	・各種学校行事を通して、児童生徒の協調性や自己有用感などが養われている。		
エ 男女が働きやすい環境づくりの推進	【審議会等委員への女性の参画促進】 第三次守谷市男女共同参画推進計画において、令和9年度までに、審議会等における女性委員の割合の目標値を40.0%としています。また、「各種審議会委員等の選考に関する運用基準」を設け、女性委員の登用を推進しています。	総務課	【審議会等委員への女性の登用状況】 (令和6年度末現在) ・委員総数: 601名 (令和5年度: 614名) ・女性委員数: 213名 (35.4%) (令和5年度: 216名 35.2%)	【課題】 学識経験者等で継続が必要な委員が多いことから、女性登用が困難な委員会がある。 【対策】 改選時や公募委員決定時に女性委員の登用を広く周知する。誰もが参加しやすいよう、リモートによる審議会参加を可能にするため、引き続き例規整備を検討する。		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

10/17

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
子どもの人権						
ア 健やかな成長を支える教育環境の整備	【中高生保育体験及び子育てボランティアの受け入れ】 中学生の保育体験や職場体験、夏休み期間中の保育ボランティア等を積極的に受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会を通して、将来の職業に保育士を選んでもらうことや新しい家庭を持ち、命を育んでいくことの大切さを啓発する。	土塔中央保育所	主に市内中高生等を対象として保育体験や職場体験及び子育てボランティアの受け入れを行う。(専門学校、短大、大学等の学生も含む) 内容:乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施した。 ※土塔中央保育所での受け入れ人数 学生ボランティア5名、職場体験1校6名、合計11名 (令和5年度:学生ボランティア7名、職場体験2校4名ずつ、合計15名)	公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また、学生が将来の職業として興味や関心を持ってもらえるよう工夫した。今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。		
		北園保育所	主に市内中高生等を対象として保育体験や職場体験及び子育てボランティアの受け入れを行う。(専門学校、短大、大学等の学生も含む) 内容:乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり、基本的な生活習慣の介助をしたり、保育体験をする。 ※北園保育所での受け入れ人数 ボランティア 2名、職場体験2校 9名 合計11名 (令和5年度:学生ボランティア5名、職場体験2校4名ずつ、合計13名)	公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また、学生が将来の職業として興味や関心を持ってもらえるよう工夫した。今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。		
	【各種体験活動の実施】 ・児童生徒が主体となって参加できる各種体験活動を通して、心豊かな児童生徒を育てる。	教育指導課	・み=身支度、そ=掃除、あ=あいさつ、じ=時間を守る、からなる「あじみそ運動」「あじみ運動」を中心に基本的な生活習慣や責任感等の育成を図った。 ・各校において「いじめ防止プログラム」や「いじめをなくそう仲良し月間」を通して、児童生徒が主体的に思いやりや誰もが尊重される学校や地域社会をつくりていこうとする意識を高めた。	・児童生徒主体の委員会活動や係活動・行事等を通して、思いやりの心や協調性、責任感等が養われている。		
イ 子どもの権利が尊重される環境づくり	【人権を意識した校内環境づくりの充実】 ・校内掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検を行っていく。	教育指導課	・計画訪問(各校1回)の全体会において、言語環境や人権・コンプライアンスに関する指導・助言を行った。	・教室内の掲示物は、個人作品を掲示せず、データを保存、蓄積できるようにする学校が増えた。 ・言語環境においては、教職員が意識して取り組んでいく必要がある。		
	【人権教育を推進するための教育計画作成・研修の実施】 ・人権教育の全体計画、推進計画、年間指導計画の見直しと計画的・継続的な研修を行っていく。	教育指導課	・各校、人権教育計画に沿って、教職員が人権感覚を高め一人一人を大切にした学級経営を充実させている。また、法律の理解、言語環境の研修等を実施している。 ・人権教育指導資料「みんなえがお」掲載の『人権感覚チェックリスト』を活用して、教職員の人権感覚の向上に努めた。	・人権教育における各計画の見直しは適切に行われている。 ・今後も引き続き、県教委作成の啓発映画「ホーム」「LGBTs子どもの命を守る学校の取組み」等の視聴を通して、さらに人権感覚を高める指導に取り組む。		
	【情報発信と保護者・地域社会との連携】 ・学校・家庭・地域社会と連携を図り、人権課題の正しい理解と啓発活動を推進するために、積極的に情報公開を行い、信頼される学校づくりを進めていく。	教育指導課	・ホームページやポータルサイトでの情報公開、発信については、各学校とも積極的に行っている。 ・学校公開日や授業参観日を各学校定期的に実施し、地域に開かれた教育を実践している。 ・各学校ともホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載している。	・情報公開、発信を通して「開かれた学校づくり」に努め、誰もが尊重される学校づくりを継続していく。		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

11/17

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
子どもの人権						
ウ いじめや不登校等に 関する取組	【家庭児童相談事業】 家庭や学校の問題、育児の問題など、適正な児童育成、家庭福祉の向上を図るための相談を行う。	のびのび子育て 課	児童相談（令和7年3月31日現在） 相談件数276件（内不登校相談26件、いじめ相談0件） <b>（令和5年度：165件）</b> ※出張相談 南守谷児童センター（毎週金曜日） 守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2水曜日） その他、要望により随時対応	子どもの問題や育児の問題など様々な相談に対応することで、不安の解消につながることができた。 不登校の相談については、登校や相談室に来所することが難しい児童に対してオンライン相談を実施し、児童の状況に応じた形態での相談対応することができた。 また、出張相談を実施することにより、児童、保護者の双方と身近な場所での相談を実施することができた。		
	【各中学校区生徒指導部会の開催】 ・いじめや不登校に関する情報交換や校区内での共通支援に向け、定期的に部会や研修を行う。	教育指導課	・必要に応じて、各中学校区3～4回の生徒指導部会を行い、いじめや不登校の未然防止や解消に向け情報交換等を実施している。 ・各校のケース会議等に総合教育支援センター相談員、教育委員会が参加し、支援内容について共有を図っている。	・教職員のいじめや不登校に対する早期発見、早期対応の意識が高くなつたが、学校の支援やサポートだけでは対応できない状況も見られる。様々な関係機関が連携していく必要がある。		
	【いじめ実態調査】 ・毎月各小中学校で調査を行う。いじめの認知件数、解消件数、継続支援件数、及び内容や援助指導の状況等を把握し、いじめの早期発見、早期対応に努めていく。	教育指導課	・各校及び教育委員会にいじめ対策本部を設置し、いじめの早期発見、対策、解消に向けて組織で対応するために、毎月校内いじめ対策会議を行っている。 ・総合教育支援センターに配置となつたいじめ対策指導員が毎月1回、各校の校内いじめ対策委員会に参加し、いじめの未然防止、早期対応において的確なアドバイスを行い、支援体制の更なる充実を図っている。 ・毎月各小中学校からいじめ認知調査についての報告を受け、学校・教育委員会、いじめ対策相談員及び関係機関が連携をし、いじめの早期対応に努めている。	・毎月、校内いじめ防止対策会議を通して、組織で事案の検討、対応が図られるようになつた。 ・いじめ認知件数が増加している。各校、早期発見・対応に尽力している成果が見られる。		
エ 児童虐待の防止	【住民基本台帳事務における支援措置】 児童虐待の被害者保護のため、支援措置申出により、被害者に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課	令和7年3月31日現在 支援措置実施件数 2件 <b>（令和5年度：2件）</b> ※女性の人権 イ 女性に対する暴力の防止 支援措置実施件数と重複			
	【虐待の早期発見と予防の啓発】 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通して、虐待を受けている児童や養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行う。	のびのび子育て 課	令和6年度に子ども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の専門性を生かしながら適切に連携し、虐待への予防的な対応や、子育て家庭に対する切れ目ない相談対応を行ってきた。伴走型相談支援では生後2～3ヶ月のお子さんを持つご家族を、お住まい近くの子育て支援拠点（地域子育て支援センター等）に招待し、お互いに悩みを話したり、お子さんの手形や足形をとったり等、楽しい時間を過ごしていくなどことで職員ともつながり、何か心配なことがあつたら、まずは近くの子育て支援拠点に来てもらうことをPRしてきた。	虐待になる前の段階で相談につながるケースが多くなり、要支援児童の相談が増加した。要保護児童対策地域協議会の関係機関が虐待予防という観点から、支援が必要な子どもや家庭に対する情報提供が早く、そこから子ども家庭センターにつながるケースが増加した。 今後も虐待の未然防止、育児不安の解消を第一に考え、これらの家庭を支援する体制を維持していく。		
	【守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議の開催】 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議・進行管理会議を開催し、ネットワークの強化、虐待事例の情報共有、虐待対応技術の向上を図る。	のびのび子育て 課	会議実施状況（令和7年3月31日現在） 令和6年7月 4日(木) 代表者者会議 令和6年7月 11日(木) 第1回実務者会議 虐待発見時の初期対応（演習） 令和7年1月 16日(木) 第2回実務者会議 要保護・要支援家庭に対する支援(研修)			
	【虐待等に関する相談】 家庭相談員や虐待相談窓口の職員による相談・支援を行う。	のびのび子育て 課	虐待に関する相談（令和7年3月31日現在） 要保護相談（虐待）37件 要支援相談（養護）99件 <b>（令和5年度：要保護相談（虐待）32件 要支援相談（養護）96件）</b>	通報を受け、児童の安全確認を迅速に実施した。必要に応じ児童相談所での一時保護措置や守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通じて見守りをすることができた。		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

12/17

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
高齢者の人権						
ア 虐待の早期発見・対応	【地域包括ケアシステムの構築】 地域で高齢者が安全で安心に生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かな街づくりを行う。	健幸長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「見守り活動等に関する協定」を59事業所と締結し、拠点を整備している。</li> <li>見守り活動等協力事業所情報交換会を隔年開催に変更し、本年度は7/19付け通知で活動実績等の情報を書面にて提供した。</li> </ul>	協定を結んだ事業所により、安否確認や見守りが必要な高齢者等の発見などにつながっている。さらに協力事業所を拡大することで見守り体制を強化していく。		
	【高齢者権利擁護事業】 高齢者虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応や防止、養護者への支援を行う。	健幸長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の介護支援専門員、民生委員、家族、本人等からの高齢者虐待に関する相談を受け、対応した。</li> <li>令和6年度：通報件数 24件、認定件数 4件 (令和5年度：通報件数 10件、認定件数 3件)</li> </ul>	虐待について、介護保険事業所が共通認識を持てるよう、包括支援センター等が研修会等を開催し、虐待防止の啓発を継続する必要がある。		
イ 権利擁護事業の推進	【高齢者権利擁護事業】 高齢者の成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応を行う。	健幸長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の成年後見制度利用に関する相談を受け対応した。</li> <li>令和6年度相談実績 健幸長寿課：32件 (令和5年度：42件) 守谷市北部地域包括支援センター：67件 (令和5年度：13件) 守谷市南部地域包括支援センター：2件 (令和5年度：5件)</li> <li>地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉課生活保護担当の職員で構成した権利擁護関係機関連絡会を実施し、成年後見制度に関する情報交換や意見交換等を行った。</li> <li>回数：6月・9月・12月・2月の計4回</li> <li>参加人数：延べ38名 (令和5年度：延べ34名)</li> <li>内容：守谷市成年後見制度利用促進基本計画について、制度の利用事例等</li> </ul>	成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、引き続き、市民や関係機関等への研修を実施し制度の周知を行い、市民が自立し安心した生活を営むための支援につなげる必要がある。 権利擁護関係機関連絡会を開催し、関係機関と情報共有や意見交換を行うことで、連携を強化することができた。		
	【成年後見利用支援事業】 成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所の申し立て手続きができない高齢者を対象に、市長が申立てになることや低所得者には費用の助成を行う。 市民に対する成年後見制度の普及啓発を行う。	健幸長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき、要支援者に対する支援を行った。</li> <li>令和6年度実績 市長申立て： 0件 (令和5年度： 1件) 親族申立て支援： 1件 (令和5年度： 6件) 費用助成： 2件 (令和5年度： 1件)</li> <li>市民向け講演会の開催 1回開催 参加47名 (令和5年度： 1回開催 参加39名)</li> </ul>	引き続き、市民や関係機関等への研修を実施し制度の周知を行い、市民が自立し安心した生活を営むための支援につなげる必要がある。 成年後見制度の利用が必要であるが、親族等がいない場合や申立てができない場合は、必要に応じて市長申立てを行う必要があり、ケースの把握をする必要がある。		
ウ 地域での相談・支援体制の推進	【地域包括ケアシステムの構築】【再掲】 高齢者が安全で安心に生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かなまちづくりを行う。	健幸長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「見守り活動等に関する協定」を59事業所と締結し、拠点を整備している。</li> <li>見守り活動等協力事業所情報交換会を隔年開催に変更し、本年度は7/19付け通知で活動実績等の情報を書面にて提供した。</li> </ul>	協定を結んだ事業所により、安否確認や見守りが必要な高齢者等の発見などにつながっている。さらに協力事業所を拡大することで見守り体制を強化していく。		
	【総合相談事業】 地域包括支援センターが、地域の相談窓口として高齢者のあらゆる相談を受ける。	健幸長寿課	委託の地域包括支援センターを2か所に設置し、高齢者の総合相談に対応し支援を実施した。	地域包括支援センターの職員が、市や関係機関、民生委員などの連携を通じ、高齢者とその家族の支援に対応できる体制を整備する。また、地域に出向くことで相談しやすい環境を作れる事ができる。		
	【認知症サポーター等養成事業】 認知症についての理解を深めてもらい、できる範囲での支援を行う認知症サポーターを養成する講座を開催する。	健幸長寿課	まちづくり協議会や一般公募等で実施 令和6年度認知症サポーター養成講座実績 10回 延べ241名 (令和5年度： 14回 延べ216名)	認知症を正しく理解した「認知症サポーター」を養成することで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者による支援を広げることができる。		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

13/17

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
障がい者の人権						
ア 障がいのある人への理解促進と社会参加への支援	【市職員への採用】 障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、計画的な職員採用を行っている。	総務課	【常時勤務の障がいのある市職員数】 (令和6年6月1日現在) ・重度身体障がい者： 4名 (令和5年度： 4名) ・重度身体障がい者以外： 6名 (令和5年度： 6名) ・精神障がい者： 3名 (うち会計年度任用職員1名) (令和5年度： 2名 (うち会計年度任用職員1名))	【課題】 障がいのある市職員が働きやすい職場環境の整備 (ユニバーサルデザインなど)。障がいの特性を生かした職域開発。 【対策】 ・守谷市公共施設等総合計画において、施設改修時等に提案・検討していく。 ・障害者活躍推進計画に則り、障害者の職場環境の向上に努め、計画的な職員採用を行う。		
	【精神保健事業】 こころの病に対してテーマを決めて正しい知識の啓発を実施している。	保健予防課	自殺対策の一環としてひきこもりアルコール依存症に関する取組みを行った。市民を対象にゲートキーパー研修を実施。2回実施計39名が受講した。 (令和5年度： 1回 9名)	受講者がひきこもり、アルコール依存症等の自殺予防に関する基礎知識を学び、ゲートキーパーの養成を行うとともに、ゲートキーパー自身の負担軽減、セルフケア知識・技術の向上が期待できる。		
	【守谷駅自由通路及びペデストリアンデッキの清掃】 障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉の増進に寄与する。	管理課	守谷駅自由通路の清掃業務を市内2団体と委託契約をした。 団体①： 155回 275名 (令和5年度： 152回 258名) 団体②： 155回 479名 (令和5年度： 155回 400名)  ペデストリアンデッキの清掃業務を市内1団体と委託契約をした。 89回 178名 (令和5年度： 89回 173名)	TX開業時より実施している。今後も継続することで、障がい者の福祉の増進に寄与する。		
	【障がい者週間の周知】 障害者基本法により、毎年12月3日から12月9日まで「障がい者週間」が規定されているが、この期間中、庁舎正面に懸垂幕の掲出をし、広報に関係記事を掲載するとともに、障がいに対する勉強会や講演会を開催し、障がい者への理解促進を図る。	健幸長寿課	市広報紙に関連記事を掲載。 ・市役所正面玄関に懸垂幕を掲出。 ・守谷中央図書館にて、障がいに関する団体の紹介や活動内容を展示。 ・イオンタウン守谷1階スポーツデポ前にて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会に所属する障がい福祉サービス事業所や障がいに関する団体の紹介パネルを展示。	引き続き、障がい者への理解促進を図る周知活動の実施する。		
	【就労移行支援事業の利用促進】 市内の事業所にて就労移行支援事業を実施しており、ハローワークと連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っていく。	健幸長寿課	市内の5事業所 (ゼロポイント、ほんてヴィータ、アドバンス)において、就労移行支援事業を実施しており、就労に結び付けられるよう支援を行っている。	必要に応じ、事業所や相談員と連携し支援を行っていく。		
イ 障がいのある方の権利擁護と自己決定の尊重	【精神保健事業】 当事者、家族からの相談を実施している。相談者が自分の生活について自己決定ができるようにする。	保健予防課	こころの健康相談を実施 ・定例相談日は月1回、その他随時相談を受け付けている。 ・対象者は10代～80代と幅広く、相談内容は精神疾患に関することや、生活上の不安、家族内の対応等、多岐に渡る。 【実績】 電話185件、面接41件、訪問2件 他機関との連携支援43件 随時相談 (令和5年度：電話327件、面接91件、訪問20件 他機関との連携支援24件)	受診援助や不安への寄り添い等、相談によってその人らしい生活を保てるように支援している。 家族関係も複雑になっており、関係機関と連携し、家庭全体を支える必要があるため担当課との連携強化を図っている。		
	【成年後見制度利用支援事業の実施】 障がい者の権利を擁護するため、守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援事業を行っていく。	健幸長寿課	令和6年度実績 親族申立て支援： 1件 (令和5年度： 0件) 費用助成： 1件 (令和5年度： 1件) 後見人支援： 0件 (令和5年度： 2件)	本人と関わりが深い、相談支援専門員や障がい福祉事業所等に制度の周知を行い、適切な制度利用につなげられるようにする必要がある。そのため、障がい者相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした講座の実施等を実施する。		
	【障がい福祉サービス利用の支援】 障がいが必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っていく。	健幸長寿課	・「障がい者福祉のしおり」「守谷市障がい福祉事業所ガイドブック」において事業所の一覧を掲載 ・市役所窓口で各事業所のパンフレットを配布し事業所の周知を行っている ・守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の展示コーナーを庁舎に設けるほか、同会が作成したマップ (市が補助金を交付) やパンフレットを配布している。	しおりやガイドブックを配布することで、初めて手帳を取得またはサービスを利用する人への理解を促進することができる。 サービスの内容や事業所等に変更がある場合は、その都度更新する必要がある。		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

14/17

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
障がい者の人権						
ウ 生活環境ネットワークの形成	<b>【守谷市地域自立支援協議会の活用】</b> 平成24年2月に守谷市地域自立支援協議会を設置し、数ヶ月に1回の頻度で障がい者支援や福祉サービスの利用について協議を行っている。また、住み慣れた地域で在宅の寝たきり・認知症老人、重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図っていく。	健幸長寿課	令和6年度は、協議会を5回(5・9・11・1・3月)開催した。障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら生活していくことができるよう、保健・福祉・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図るよう協議を行った。	地域自立支援協議会の運営に関し、より積極的・専門的な支援について協議できるよう、今後委員の選出について検討する必要がある。		
エ 特別支援教育の充実	<b>【特別支援教育就学奨励費】</b> 就学のため必要な経費について、その費用の一部を補助する。特別支援学級在籍者が対象で、所得の審査を行っている。	学校教育課	令和6年度で、小学生110名中学生20名が認定を受けている。主な費目は、学用品通学用品購入費、新入学児童生徒用品費、学校給食費を支給している。 <b>(令和5年度：小学生93名、中学生21名)</b>	保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることができる。		
	<b>【インクルーシブ教育の実施】</b> ・インクルーシブ教育の理解促進と充実を図る。域内の教育資源を組み合わせて共有し、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に教育を受けるシステムであり、1人1人の児童生徒に細やかな支援を行う。	教育指導課	・各校、年5回の守谷市教育支援委員会に向け、校内教育支援委員会を開催している。 ・各校で個別に支援が必要な児童生徒への合理的配慮の検討を行っている。また、実践や課題について共有化を図るとともに、各校の実態に応じた取組を推進している。	・特別支援学級、通常学級にかかわらず、支援が必要な児童生徒の適切な学びの場の検討する機会が増えている。 ・個別の支援が必要な児童生徒への指導・支援の充実を図るために、教職員の専門性の向上が課題である。		
	<b>【守谷市総合教育支援センターの活用】</b> ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	教育指導課	・教育相談や電話相談、各学校からの発達検査依頼に応じて、支援活動を行った。 発達検査実施件数：未就学児童 9件 <b>(令和5年度：7件)</b> 小学生 124件 <b>(令和5年度：62件)</b> 中学生 5件 <b>(令和5年度：7件)</b> ・教育相談から、適切な教育支援につながるよう、関係諸機関との連携を図った。	・発達障害に対する保護者の理解が進み、検査を希望する件数が増加傾向にある。それに伴い、検査を行うことができる人員をさらに増やしていく必要がある。		
	<b>【市教育支援委員会による調査、審議】</b> 支援が必要な児童生徒の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査、審議し教育支援体制を整える。	教育指導課	・年5回(8月、9月、10月、11月、1月)守谷市教育支援委員会(委員15名、専門委員13名)を開催した。 審議件数：未就学児童 41名 <b>(令和5年度：31名)</b> 就学児童生徒 140名 <b>(令和5年度：99名)</b> ・保育所(園)、幼稚園、療育教室、守谷市総合教育支援センター等と連携し、未就学児の見取りを行った。	・県教委より「適切な学びの場ガイドライン」が出台され、今後、ますます「通級による指導」の場の充実、通常学級における支援が必要な児童生徒への対応が必要になる。校内支援委員会を通して、児童生徒の学びの場の検討を十分行い、個に応じた学びの場が提供できるようにしていく。		
	<b>【児童発達支援】</b> 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して、療育指導(個別指導・集団指導)を実施する。	おやこ保健課	令和6年度実績 利用契約者数 156名 <b>(令和5年度：160名)</b> 延利用人数 1,954名 <b>(令和5年度：2,232名)</b>	児童が日常生活における基本的な動作、知識技能を身につけることや、保護者が児童への接し方を学ぶことできるよう支援を行っている。		
オ 虐待の早期発見・対応	<b>【障がい者虐待防止センターの設置】</b> 平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障がい者虐待防止センターを市に設置している。また、虐待を受けた障がい者の一時的な保護施設を市外施設に2箇所確保し、緊急的な措置に備えている。障がい者虐待への対応については、国で作成したマニュアルに基づき、県・警察と連携を図り、虐待の未然防止や虐待発生時の迅速な対応を図るよう体制を整備する。	健幸長寿課	令和6年度：通報件数3件 <b>(令和5年度：1件)</b> 本人や保護者、障がい福祉サービス事業所へ事実確認等を実施した。府内の関係課、相談支援事業所等と連携し支援を実施した。	虐待(疑い)の相談や通報があった際は、関係機関と連携しながら適切に対応する必要がある。虐待対応研修等を受講し、職員のスキルアップを図る必要がある。		
	<b>【障がい者虐待防止への周知】</b> 市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図る。	健幸長寿課	障がい者福祉のしおり、ホームページにて「障がい者虐待防止センター」の設置や障がい者虐待について周知を行った。 障がい者虐待防止に関する正しい知識、相談窓口の情報提供のため、市役所にリーフレットを配架し周知啓発を行った。	引き続き、市民および関係機関等へ周知啓発を行う必要がある。		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

15/17

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
同和問題						
ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組	<b>【同和対策啓発事業】</b> 同和問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決のためには、市民1人1人が、人権や差別について深く学び、正しく理解する必要がある。市民の正しい理解と認識を促進する手段として、啓発活動及び研修会等を実施する。また、同和関係運動団体が主催する研修会への参加を通して同和問題の早期解決に向けた取組を推進する。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県対応同和関係運動4団体が主催する研修会へ参加した。</li> <li>令和6年度は16回の開催があり、129名が参加した。宿泊の研修も6回開催され参加した。<b>(令和5年度：116名)</b></li> <li>・茨城県と茨城県教育委員会が作成した人権問題啓発映画「ホーム」の上映会を会計年度任用職員と新規採用職員を対象に行う予定だったが、担当者長期療養休暇のため行えなかった。<b>(令和5年度：44名)</b></li> <li>・市職員向けに人権（同和）問題に関する研修会を行った。 (参加人数：係長級以下職員 58名) <b>(令和5年度：52名)</b></li> </ul>	人権が尊重された社会の確立に向けて、市の職員や教職員が人権問題を課題として捉え、豊かな人権教育を育むために、積極的に人権啓発や研修会に参加していく必要がある。		
イ 就労、産業を支援するための取組	<b>【職業相談事業】</b> 【再掲】 ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。	人権推進課	年6回、ハローワーク常総の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に向け配布している。 相談件数：9件 <b>(令和5年度：15件)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに開催記事を掲載するなど、周知に努めているが、雇用情勢の変化（人手不足）やインターネットによる情報を得られるところから、相談人数は少なくなっている。</li> </ul>		
ウ 地域交流を促進するための取組	<b>【東板戸井集会所施設維持管理事業】</b> 【再掲】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	生涯学習課	生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。 定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。</li> <li>補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。</li> </ul> <p>令和6年度は、定期清掃等の実施に加え、館内で使用する掃除機の入れ替えを行った。</p>	<b>【東板戸井集会所施設維持管理事業】</b> 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

16/17

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
外国人の人権						
ア 共生意識、異文化理解の促進	【国際交流推進事業】 青少年海外派遣、姉妹都市交流を行い、国際交流の推進を図る。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度は、姉妹都市であるマインブルク市、グリーリー市の双方の都合により、青少年海外派遣、訪問団受入を行うことができなかつた。</li> <li>(一財)自治総合センターのコミュニティ事業補助金を守谷市国際交流協会(MIFA)に支出し、MIFA主催で親善25周年記念ラオス人民民主共和国青少年招へい事業を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>姉妹都市との交流については相手の状況によって事業の実施可否が左右される事業である。姉妹都市の担当者と連絡を密に取り、市民が国際交流を行えるように、臨機応変な対応ができる状況にしていく必要がある。</li> </ul>		
ア 共生意識、異文化理解の促進	【国際交流員事業】 国際交流員が企画するイベントや講座、また国際交流員の派遣事業を通じて異文化理解を図る。	市民協働推進課	<p>国際交流員のドイツ語講座や子ども向けイベント等を実施し、市民が異文化に触れ合う場を提供することができた。また、市内団体を中心とした派遣事業にも積極的に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ語復習講座(1回、25名)</li> <li>ドイツ語講座(水・初級)(8回、82名)</li> <li>ドイツ語講座(木・初級ステップアップ)(8回、189名)</li> <li>小中学生向けドイツ語講座(2回、18名)</li> <li>ドイツのゲーム会(1回、9名)</li> <li>ドイツ語で話そう(5回、41名)</li> <li>国際交流ボードゲーム会(6回、74名)</li> <li>ドイツ語講座(水・初級ステップアップ)(6回、84名)</li> <li>ドイツ語講座(木・中級)(12回、127名)</li> <li>クリスマスクッキー作り(2回、36名)</li> <li>ドイツ語コミュニケーション講座(5回、96名)</li> <li>バレンタインチョコ作り(1回、25名)</li> <li>シュールデューテ工作(1回、24名)</li> <li>子ども向けドイツ語講座(1回、14名)</li> </ul> <p>【他課(団体)との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>おはなし会(中央公民館) 1回、10名</li> <li>MIFAフェスティバル出展 1回、142名</li> <li>御所ヶ丘小学校(カード交換授業) 1回、50名</li> <li>もりや市民大学「守谷を知るコース」 1回、35名</li> </ul> <p>(令和5年度: 【派遣実績】)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>守谷市国際交流協会 ドイツ語に親しむ会への出席(11回、94名)</li> <li>アーカス・リサーチSummer2024 日本での生活オリエンテーション(2回、5名)</li> <li>アーカスプロジェクト 日本での生活オリエンテーション(2回、6名)</li> <li>茨城県国際交流協会 ワールドキャラバン事業 市内小学校で英語交流(1回、145名)</li> <li>守谷駅前親子ふれあいルーム ザンクト・マーティン工作(1回、25名)</li> <li>守谷駅前親子ふれあいルーム イースター工作、交流イベント(1回、91名)</li> </ul>	<p>ドイツ語講座・料理教室・親子向け工作イベントなど、多世代が参加できるイベントを開催し、参加者がよりドイツを身近に感じられる機会を提供できた。また、令和6年度後半からは月に一度「国際交流ボードゲーム会」を開催し、国籍や言語に関係なくボードゲームを通して市民が交流できる時間を創出し、参加者との交流を通して、多文化共生の推進にも寄与できたと考える。</p>		
イ 暮らしやすい環境の充実	【国際教育の実施】 ・小中学校に、1人以上のALT講師(外国語指導助手・大規模小学校及び中学校には2名)配置による児童生徒の英語力とグローバル感覚を向上させる。 ・小学校1~4年生対象の「ALTとあそぼう・話そう」を実施し、英語や異文化に対して一層の理解を図る。 ・小学校5~6年生及び中学校1年生対象の「イングリッシュ・キャンプ」を実施し、ALT講師と1日を英語だけで過ごしながら、英語や異文化に対しての体験的な理解を深める。	教育指導課	<p>小学校の全ての外国語活動及び外国語の授業にALT講師が参加し、英語ネイティブスピーカーとの交流により英語力の向上及びグローバル感覚の向上を図っている。特に中学校では、自分自身の考え方や気持ちを積極的に世界に発信することができる生徒の育成を目指して、自己表現活動等においてALT講師とかかわりながらグローバルな視点でのコミュニケーション能力の向上に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ALTと学ぼう」は、3回(8、10、11月)開催した。多くの市内小学生が参加し、ALTと一緒に楽しく活動することができた。</li> <li>(令和5年度: 4回)</li> <li>「もりやイングリッシュ・キャンプ」を1回(11月)開催し、ALTと一緒に小中交流も含めたコミュニケーション活動を実施した。</li> <li>(令和5年度: 1回)</li> </ul>	<p>本市児童生徒、及び保護者の英語教育に関する興味・関心は高い。今後も英語教育を充実させ、グローバル化に対応した人材育成を図っていきたい。</p>		
イ 暮らしやすい環境の充実	【外国人に理解しやすい情報提供】 外国人来庁及び電話等による問合せ時に職員、国際交流員による通訳を行い、利便性を高める。	市民協働推進課	<p>多文化共生イベント「外国人のための交流会」を開催し、生活オリエンテーションを実施するとともに外国人のニーズを探った。本イベントや国際交流員の一部イベントをやさしい日本語や多言語で周知した。</p> <p>外国人のための語学支援者登録制度の登録者募集の周知を行った。</p>	<p>やさしい日本語を活用することで、英語圏に偏らず、広く外国人住民に情報提供することができた。外国人住民のニーズを把握することができた。</p> <p>英語以外の登録者の新規応募があったことで、英語圏に偏らず、多言語での情報提供ができる。</p>		

## 令和6年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

17/17

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和6年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定 がある場合の事業名とそ の内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
感染症・難病患者等の人権						
ア 正しい知識の普及・啓発と理解の促進	<b>【健康教育の推進】</b> ・保健学習「健やかな成長」「栄養と健康」「運動と健康」等の単元を中心に、男女の成長の特徴を理解させ、望ましい異性観や正しい性意識の形成を図る。	教育指導課	・保健、社会や学級活動の授業を通して、心身の成長、望ましい異性観などについて学習してきた。	・発達段階に応じた保健学習等を通して、望ましい価値観の育成や多様性、健やかな心身の成長に努めていく必要がある。		
イ 保健所等関係機関との連携	<b>【竜ヶ崎保健所や医療機関との連携】</b> 感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談について連携する。	保健予防課	新型コロナウイルス感染症に対して、国的情報や社会情勢に応じて、連携を図った。 難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談はない。難病申請に関する市民からの問い合わせは、随時保健所へつなぐ対応。	今後、相談ケースが生じた場合は、医療機関・保健所等と連携しながら支援していく。		
刑を終えて出所した人の人権						
偏見や差別の意識を解消するための啓発	<b>【社会を明るくする運動の実施】</b> 立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをするために、「社会を明るくする運動」を通じ、偏見を解消するための啓発活動を実施する。  <b>(令和5年度: 約300名)</b>	社会福祉課	取手地区保護司会守谷支部及び守谷市更生保護女性会と連携し、啓発活動、更生施設への募金活動として、「社会を明るくする運動 愛の募金 映画会」を7月7日(日)にもりりん中央で実施。約350名の来場があり、更生保護啓発動画の上映や当イベントの収益金約12万円を更生施設へ寄付をした。	映画会の実施により「社会を明るくする運動」を周知すると共に、市民の意識の向上を図ることができた。 課題は、犯罪が低年齢化していることであり、社会を明るくする運動の啓発グッズを市内小中学校へ配布すると共に、保護司会、更生保護女性会と協働して訪問し、啓発活動を実施する。		
犯罪被害者等の人権						
被害者支援に関する取組	<b>【犯罪被害者週間の周知】</b> 毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の一週間が「犯罪被害者週間」と定められており、広報やHPに関係記事を掲載することにより犯罪被害者等の置かれた状況等についての理解を深める。	社会福祉課	・犯罪被害者週間に合わせポスターの掲示及びパンフレットを設置しての啓発活動。 ・いばらき被害者支援センターのチラシ等を市役所庁舎に設置 ・令和5年度からいばらき被害者支援センターに関する募金箱を設置し、啓発およびセンター運営の補助的活動を行った。	課題として、県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である(社)いばらき被害者支援センターや被害者の状況に関して、市民への広報が行き渡っていない状況がある。対策として、引き続々窓口、庁舎内での周知や市ホームページを活用した啓発活動を実施する。		
インターネット等による人権侵害						
ア 情報モラルの向上	<b>【市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進】</b> 高齢者、視覚障がい者、子ども等にも平等に情報閲覧が可能なよう、アクセシビリティの維持、向上を図る。  <b>開催日: 令和6年6月10日(月)</b> <b>受講人数: 31名</b> <b>(令和5年度: 179名 ホームページリニューアルに伴い実施)</b>	秘書課	チャットボットやサイト内検索の精度向上、「MORIYA申請ナビ」の導入を行い、アクセシビリティを向上させた。 また、新規採用職員や希望した職員を対象にホームページ管理システムの研修を行い、ウェブアクセシビリティについて説明を行った。	守谷市のホームページを高齢者や障がい者を含む誰もが利用しやすいものとなるよう、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に準拠すべく、JIS規格のウェブアクセシビリティ適合レベルAAの確保、維持、向上を取組目標としているが、対応ができない状況にある。そのため、管理者として継続的な確認・修繕を行うとともに、職員向けにホームページ管理システムの研修を行い、アクセシビリティへの認識の定着を図る。		
イ 学校における情報教育の推進	<b>【情報教育推進委員会の実施】</b> ・研修会や公開授業を通して、教職員が情報スキルの向上を目指す。また、情報モラル教育の必要性について認識し、これらを児童生徒へ還元する。	教育指導課	・年4回情報教育推進委員会を実施し、情報モラルに関する情報交換を行っている。有効な実践を共有化し、各校での実践を図っている。 ・各校でICT支援員を活用し、発達段階に合わせてICT機器を活用した授業実践及び情報モラル向上の授業を行っている。(各学校年2回以上の実施)	・情報モラルの必要性及びICT機器の利用及び効果については、教職員の意識が高まっている。 ・守谷市情報能力育成表を基に、市内全小中学校で情報モラルに関する指導を行う体制を整備する。		
その他の人権問題				<b>・各小中学校で外部講師を招いたケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施した。また、各担任がネットの安全利用についての授業を実施した。</b> <b>・外部講師を招きケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施する。</b>	<b>・情報モラルの大切さを認識する一方で、携帯電話、スマートフォンを媒介としたトラブルは増加の傾向にある。今後は、小学校の中学年や保護者も含めた啓発活動が重要である。</b>	